

史跡甲斐国分寺跡整備基本計画策定支援業務委託（債務）

【公募型プロポーザル実施要領】

令和6年5月

笛吹市教育委員会

1.目的

この実施要領は、国史跡甲斐国分寺跡の基本的な整備方針を定める「史跡甲斐国分寺跡整備基本計画」を策定することを目的に、公募型プロポーザル方式により本業務を適切かつ確実に遂行できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2.事業概要

(1)業務名

史跡甲斐国分寺跡整備基本計画策定支援業務委託（債務）

(2)業務の目的

国史跡甲斐国分寺跡の持つ価値を来訪者に伝え、将来へ継承していくため、基本的な整備方針を定める必要があり、本市の総合計画等上位計画並びに史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画などと整合性を図りながら、計画的かつ史跡の特徴を活かした整備を目指すことを目的とした整備基本計画策定のための支援を行う。

(3)業務内容

別添「史跡甲斐国分寺跡整備基本計画策定支援業務（債務）仕様書」による

(4)業務期間

契約の翌日から令和8年3月20日（金）まで

(5)契約限度額

総額 13,059,200 円

※上記の各年度の内訳は次のとおりである。

令和6年度は、4,926,900 円

令和7年度は、8,132,300 円

※消費税（10%）を含むものとする。

※契約限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。

※提案価格を提出する際は、契約限度額を超えてはならない。契約限度額を超えて提案した場合には失格とする。

3.参加資格について

(1)参加に必要な資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たす法人または団体とする。なお、確認のための資料を求めない必要な資格については、参加申請を行った時点で当該要件を全て満たすことを誓約したものとみなす。

ア.過去 5 年以内に国又は地方自治体等が発注した本業務と同種・類似業務を、元請として履行した実績があるもの。

イ.次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当するもの。
- ②本実施要領の配布日から事業提案書提出までの期間に、笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成 16 年 10 月 12 日告示第 79 号)若しくは笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成 16 年 12 月 10 日告示第 129 号)に基づく入札参加資格停止措置を受けているもの。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条又は第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しているもの。
- ④会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしているもの。
- ⑤応募資格申請書の虚偽の記載又は重要な事実について記載をしなかったもの。
- ⑥不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げたもの。
- ⑦国税、都道府県税、市町村税を滞納しているもの。

(2)応募に関する留意事項

ア.応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

イ.提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市が本件の選定の公表等に必要の場合には、市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。

ウ. 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

エ. 提案書の提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、本提出書類について、後日参考資料を求めることがある。

オ. 参加表明書又は提案書に虚偽の記載があったと認められる場合、若しくは重要な事実について記載しなかった場合は、当該提案書等は無効とする。

カ. 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

キ. 提出書類の提出期限を遵守すること。遅延した書類は受理しない。

ク. 現地調査を行う場合は、事前に市へ必ず確認すること。

ケ. 本プロポーザルに係る費用については、全て事業者の負担とする。

4.質問書の受付及び回答について

企画提案書の作成に当たり、不明点等がある場合には、次のとおり質問書を電子メールにて提出すること。なお、電話、FAX、来訪による口頭・持参での質問、実施要領及び仕様書以外の質問や、質問期間外の質問は受け付けない。

(1)提出書類

質問書【様式第1号】に記載の上、提出すること。なお、質問が複数ページある場合には、質問に通し番号を振る、総ページを示す等、わかりやすく明示すること。

(2)受付期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月27日(月)午後5時まで

(3)提出方法

電子メール(bunkazai@city.fuefuki.lg.jp)のみとし、標題は次のとおりとする。

【史跡甲斐国分寺跡整備基本計画策定支援業務委託（債務）質問書】（代表者名）

(4)回答方法

令和6年6月3日(月)に、市ホームページに掲載する(午後2時以降を予定)。

5.提出書類及び提出期限について

(1)一般的事項

使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントは游明朝で統一すること。また、様式の枠内の文字は10.5ポイントで統一すること。

(2)参加表明に関するもの

応募者は、次の書類に書類符号を記した表紙(様式自由)とインデックスを付け、A4縦ファイルに綴じたもの正本1部、副本10部を提出すること。

ア.参加表明書【様式第2号】

イ.会社概要【様式第3号】

所在地、直近3ヵ年決算の状況、職員数、営業年数などについて記載すること。

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

ウ.商業登記簿謄本(全部事項証明書)(受付日前3ヵ月以内に発行されたもの)

エ.印鑑登録証明書(受付日前3ヵ月以内に発行されたもの)

オ.納税証明書(受付日前3ヵ月以内に発行されたもの)

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の国税、都道府県税、市町村税の納税証明書を各1通、複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

カ.財務諸表

最新決算報告をした事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書など財務諸表を綴じたもの。

キ.同種・類似業務の実績一覧【様式第4号】

同種業務とは、国指定史跡整備基本計画策定支援業務とする。

類似業務とは、国指定史跡整備基本設計業務、保存活用計画・保存活用地域計画・大綱等その他文化財の関連計画の策定支援業務を指す。

国又は地方公共団体などから受注した過去5年以内の実績を記載し、契約書等の写しを添付すること。

同種業務・類似業務は重複しないこと。

ク.同種・類似業務の実績内容【様式第5号】

同種業務とは、国指定史跡整備基本計画策定支援業務とする。

類似業務とは、国指定史跡整備基本設計業務、保存活用計画・保存活用地域計画・大綱等その他文化財の関連計画の策定支援業務を指す。

国又は地方公共団体などから受注した過去5年以内の実績について概要を記載し、業務における計画書等成果品を添付すること。

ケ.業務実施体制及び配置予定技術者【様式第6号】

本業務における各役割の責任者について記載すること。

配置予定技術者全員分の国又は地方公共団体などから受注した過去の同種・類似業務の業務実績並びに同種・類似業務の経験年数を記入すること。

(3) 資格審査結果通知書

資格審査結果通知は、文書(電子メール)で市から応募者(代表者)に通知する。

(4) 参加を辞退する場合

参加資格決定応募者が参加を辞退する場合は、企画提案書受付締切日の午後5時までに、提案辞退届【様式第7号】を1部、事務局に持参又は郵送(必着)で提出すること。なお、提出された参加表明に関する資料の返却はしないものとする。

(5) 提案に関するもの

提案書類は、A4縦のファイル左綴じ、表紙及び背表紙に事業名の「史跡甲斐国分寺跡整備基本計画策定支援業務委託(債務)」、代表となる事業者名を記載し、様式ごとに右端にインデックスをつけ、正本1部、副本10部を提出すること。なお、提出書類一式をPDF形式で保存した電子媒体(CD-R等)1枚を併せて提出すること。

ア.規定の様式以外の書類については、原則A4判の用紙とし、必要に応じてA3判織り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。

イ.提出書類は、正確かつ簡潔な内容とすること。

ウ.提出書類

①企画提案書【様式第8号】

③見積書【様式第9号】

(6)提出期限

ア.参加表明に関するもの 令和6年5月27日(月)午後5時

イ.提案に関するもの 令和6年6月10日(月)午後5時

※受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(7)提出方法

笛吹市役所教育委員会文化財課に直接持参すること。

(8)その他

提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、市から要請のあったものについてはこの限りではない。

6.事業者選定の流れについて

(1)応募資格要件の確認

参加表明した者の応募資格要件を確認し、資格要件を満たした応募者に資格審査結果通知を送付し、応募者は企画提案書を提出する。

(2)一次審査

企画提案者が3者以下の場合は、全ての申込事業者を参加事業者としてプレゼンテーションを行うが、提案参加者が4者を超える場合は、「審査基準表（一次審査）」（別紙1）に基づく書類審査を実施し、書類審査の結果、上位3者の提案参加者に対し、プレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションの可否については、令和6年6月20日（木）に電子メールにて通知する。

(3)二次審査（最優秀提案者の選定）

別に定めるところによる史跡甲斐国分寺跡整備基本計画策定支援業務委託（債務）に伴う事業者選考審査委員会(以下「審査委員会」という。)において企画提案書等及びプレゼンテーションの内容をもとに審査を行い、最優秀提案者を選定する。

7.審査（二次審査）について

(1)審査日時 令和6年7月5日（金）(予定)

※開催時間及び場所については別途連絡する。

(2)審査内容 プレゼンテーション(質疑応答含む)

(3)提案時間 説明 20 分以内、質疑 10 分程度とする

(4)参加者数 1 グループ 3 名以内とする

(5)注意事項

ア.プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

イ.プレゼンテーションは、提出した企画提案書により行い、当日に追加資料を配布することはできない。

ウ.プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、パソコン（ケーブル等周辺機器を含む）は事業者が持参すること。

エ.審査は非公開とする。

(6)審査項目(評価の視点、配点)

項目	評価事項	配点
業務実績	・ 史跡等の整備計画やその他文化財関連計画の作成実績	10
業務履行体制	・ 本業務を履行するのに十分な人員配置であるか	5
提案内容	・ 業務履行に対する考え方	10
	・ 市の歴史及び文化財保護行政に対する理解	5
	・ 史跡甲斐国分寺跡の整備に関する提案	20
	・ 古代寺院跡の整備に関する提案	15
	・ 観光的活用に対する提案	15
	・ 提案の独創性	5
プレゼンテーション	・ 業務受託に対する積極性 ・ 業務主任担当等の能力	10
価格	・ 契約限度額と比較した価格	5

評価基準点（最大評価点の 60%）を超えた者を候補者とし、最も得点の高かった候補者を優先交渉権者とする。

なお、評価点が同点の場合は、見積金額の低い事業者を優先交渉権者とする。

(7)審査結果

ア.審査結果通知は令和 6 年 7 月 12 日(金)に発送(予定)し、市ホームページに掲載する。

イ.審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。

ウ.審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(8)事業者の選定

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、または、優先交渉

権者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者を優先交渉権者として契約に向けて協議を行う。なお、契約までの費用については事業者の負担とする。

(9)失格

次に該当する応募者は失格とする。

- ア.提案書提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- イ.提案書類に虚偽の記載があった場合や、本実施要領に違反すると認められる場合。
- ウ.審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- エ.契約限度額以上及び各年度上限額以上の見積額が提案された場合。

8.留意事項

(1)企画提案書における留意事項

- ア.企画提案書において使用する言語は日本語とすること。
- イ.郵送、電子メール等通信事故について、市は一切責任を負わない。
- ウ.企画提案書等に記載した担当者等は、原則変更できないものとする。
ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の承諾を得なければならない。

(2)事業実施に関する項目

ア.誠実な業務遂行

- ①事業者は、本要領及び配布資料など諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ②業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。ただし、市が書面にて再委託を許可した場合はこの限りではない。
- ③業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、市との間で誠意をもって協議すること。
- ④業務の遂行上知り得た内容は、第三者に漏らしてはならない。

イ.事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行すること。市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

ウ.事業の継続が困難となった場合における措置

- ①事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合、市は事業者との契約を解除することができる。
- ②事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合、市は事業者との契約を解除することができる。

③上記①又は②により契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

④不可効力その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業継続の可否について協議する。

9.選定スケジュール

内容	日時、期限、期間等
■公募型プロポーザル実施要領等の公表	令和6年5月7日(火)
■プロポーザル参加表明書受付開始	
■質問書受付開始	
■質問書提出期限	令和6年5月27日(月)午後5時
■プロポーザル参加表明書提出期限	
■質問書回答開示(市ホームページ掲載)	令和6年6月3日(月)
■資格審査結果通知書(電子メール)	令和6年6月3日(月)予定
■企画提案書提出期限	令和6年6月10日(月)午後5時
■辞退届提出期限	
■プレゼンテーション実施要請通知 (一次審査)	令和6年6月20日(木)
■プレゼンテーション(二次審査)	令和6年7月5日(金)
■審査結果通知発送	令和6年7月12日(金)
■契約締結予定日	令和6年7月中旬
◇業務期間(完成検査含む)	契約日の翌日～令和8年3月20日

10.本プロポーザルに関する資料の公表について

内容	日時、期限、期間等
■資料の公表期間	公表日から令和6年7月31日(水)まで
■公表資料	実施要領、仕様書、提出書類様式、設計関係資料一式
■公表場所	市ホームページに掲載

11.担当部署

笛吹市教育委員会 文化財課 国分寺跡整備担当

連絡先：笛吹市石和町市部 809-1 (055-261-3342(直通))

mail：bunkazai@city.fuefuki.lg.jp

審査基準表（一次審査）

	評価項目		評価事項	判断基準
1	業務実績	事業者の業務実績の評価	過去5年以内の同種・類似業務の実績	①同種業務の計画作成業務実績数
				②類似業務の計画作成実績数
2	業務履行体制	業務履行体制	配置予定技術者	③配置予定技術者数
		業務主任技術者の評価	過去の同種・類似業務の実績	④同種業務の計画策定業務の実績数
				⑤類似業務の計画作成実績数
		経験年数	⑥同種・類似業務の経験年数に応じて評価	
		配置予定技術者の評価	過去の同種・類似業務の実績	⑦同種業務の計画策定業務の実績数
				⑧類似業務の計画作成実績数
経験年数	⑨同種・類似業務の経験年数に応じて評価			

備考：

※同種業務とは、国指定史跡整備基本計画策定支援業務とする。

※類似業務とは、国指定史跡整備基本設計業務、保存活用計画・保存活用地域計画・大綱等その他文化財の関連計画の策定支援業務を指す。

審査基準表（二次審査）

評価対象内容		審査項目	評価内容	配点
企画提案書 評価点 (業務内容)	業務実績	・ 史跡等の整備計画やその他文化財の関連計画の作成実績	○ 史跡等の整備計画やその他文化財の関連計画の作成業務実績や能力があるか。	10
	業務履行体制	・ 本業務に十分な人員配置	○ 本業務を履行するのに十分な人員配置がされており、専門知識や実績を有している人員を配置しているか。	5
	提案内容	・ 業務履行に対する考え方	○ 検討委員会の意見の反映や課題の共有方法など、業務を円滑に進めることができる根拠が示されているか。	10
		・ 笛吹市の歴史、文化財に対する理解	○ 笛吹市の文化財保護行政や観光施策、まちづくりにおける、史跡甲斐国分寺跡の位置づけを十分理解した提案であるか。	5
		・ 史跡甲斐国分寺跡の整備に関する提案	○ 保存活用計画をふまえ、史跡甲斐国分寺跡の史跡整備について明確な課題を認識し、実現可能な方法を提案できるか。 ○ 文化財保護法を理解し、史跡の保存・活用が十分に図られる提案であるか。 ○ 整備後の利用者の利便性向上を考慮した提案であるか。	20
		・ 古代寺院跡の整備に関する提案	○ 中心伽藍の遺構表示方法をはじめとして、実現可能な整備方法が選択されているか。 ○ デジタルコンテンツを活用した整備等、先端技術に関する知見を持ち、実現可能な選択であるか。	15
		・ 史跡甲斐国分寺跡の観光的活用に対する提案	○ 史跡甲斐国分寺跡の観光的活用について、保存活用計画や笛吹市の観光施策をふまえ、具体的な整備・活用方法が示されているか。	15
		・ 提案の独創性	○ 保存活用計画における大綱をふまえ、独創的な提案がされているか。	5
プレゼンテーション		○ 説明に説得力があるか、積極的に取り組む意欲が感じられるか。	10	
価格点	価格		○ 実施要領に示す契約限度額と比較による	5
			計	100

備考：

※審査基準表（二次審査）における「業務実績」及び「業務履行体制」については、審査基準表（一次審査）の評価項目により配点する。